

第22回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月27日（月） 午後2時00分～午後2時42分

2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室

3. 出席委員（20名）

4. 欠席委員（2名）

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第3号 県営土地改良事業計画変更のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から1月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が5名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、本日はお忙しいなかご出席いただきまして有難うございます。早いもので、令和7年もはや一カ月が過ぎようとしております。今年も何とか頑張りたいと言うことで、心新たに農作業に取り組まれているのではないかと思います。

また、4月以降制度の変更なども出てくると思いますので、皆様も戸惑うことのないよう勉強して、農業委員会活動に邁進していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまより第22回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、12件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について、2件、報告第3号、県営土地改良事業計画変更のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告について、1件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件、議案第3号、非農地証明について、1件、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について、1件、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、7件、
案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は12件でございます。議案書のほうは1ページから22ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

なお、18ページの●さんからの届出につきましては、あっせんの希望が出ております。

本件は、●地区担当の委員さんになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

それでは、議案書の23ページをご覧ください。報告第2号についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定により、農地の賃貸借について貸し手と借り手の間で合意解約が成立した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

表の左側に通し番号を打っていますので、1番から順にご説明いたします。

1番、内子町●の農地、田1筆 563㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

2番、内子町●の農地、田1筆 943㎡です。貸付人は、大洲市●の●さん、借受人は、内子町●の●さんです。

2件とも書類に不備はありませんでしたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたことをご報告させていただきます。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号、県営土地改良事業計画変更のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告について、事務局より説明をいたします。

事務局

それでは、議案書の24ページをご覧ください。報告第3号についてご説明いたします。

愛媛県が、平成26年度より実施している県営土地改良事業計画変更のための計画概要公告に係る事業参加申出の報告でございます。公告の内容は、ページ25に掲載している通りでございます。県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・●地区)の場所につきましては、●・●・●などです。公告期間は、令和6年12月13日から12月18日までで、事業参加申出期間は、令和6年12月13日から12月23日まででした。今回の事業計画変更を告示し、新たに土地改良事業に参加する申出はありませんでしたので、令和6年12月24日付けで愛媛県へ報告しております。

以上でございます。

会長

只今の報告第3号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について議案第1号の1について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の27ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田3筆 3,000㎡、畑13筆 8,370㎡、合計 11,370㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

事務局

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは●にお住まいで高齢となったため、今回申請地を●さんに贈与することになりました。●さんは、●にお住まいで稲作や露地野菜、キウイフルーツや栗を栽培されており、譲り受けて栽培規模を拡大予定であります。生産に必要な農機具は、トラクター・草刈機・耕運機・田植え機を持っております。必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、40年であります。また、申請地は、車で2分の場所にあり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間100日農作業に従事、配偶者が150日、母が300日農業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月21日、農業委員の●さんと一緒に、現地を確認し●事務所に電話で聞きました。

●さんは、高齢のため親戚の●さんに田畑を譲ることになったとのことです。●さんは、●にお住まいで公務員と農業の兼業農家で稲作や露地野菜・栗を栽培されていますが、譲り受けて今後水稻、栗、キウイを栽培して規模拡大する計画です。生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・管理機など保有しており、また、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴40年、農作業は本人と配偶者、母の3人が従事し、本人は年間150日未満ですが、配偶者・母ともに150日以上農作業に従事する計画であり、また必要な技術もあります。申請地は自宅から車で2分であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、特に問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の28ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 2, 051㎡です。

譲渡人は、砥部町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、高齢のため申請地の地元にお住まいの●さんに田を売却することになりました。●さんは、●にお住まいで稲作や栗を栽培されており、譲り受けて今後水稻、栗を栽培して規模拡大する計画です。生産に必要な農機具は、トラクター・耕運機や田植機管理機など保有しており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴5年、農作業は年間250日農作業に従事する計画です。また、必要な技術はあります。申請地は自宅から車で5分であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間250日農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。●番、●のほうから調査の報告をさせていただきます。

●番

1月24日、推進委員の●委員と一緒に、●さんに電話で聞きました。

●委員

●さんは、高齢のため農地の管理ができないということで申請地のご近所にお住まいの●さんに田を譲ることになったそうです。●さんは、●にお住まいで兼業農家でしたが、3年前から専業農家として稲作や栗を栽培されており、譲り受けて今後水稻、栗を栽培して規模拡大する計画です。生産に必要な農機具は、トラクター・耕運機や田植機など保有しており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。農作業経験は、農業歴5年で農作業は年間250日農作業に従事する計画であります。また、

- 番
- 委員

息子さんが地元におられますので将来は管理をしてもらえるものと思われます。また、必要な技術はあります。申請地は自宅から車で5分であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告をさせていただきました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の3について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の28ページをご覧ください。議案第1号3についてご説明いたします。

申請地は、内子町●、●、●の農地、田2筆 451㎡、畑7筆、8,380㎡、合計 8,831㎡です。

譲渡人は、福岡県●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは、福岡県にお住まいで今回申請地を●さんに売却することになりました。●さんは、農業歴45年以上で、生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・運搬車など持っており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間340日を見込んでおり、申請地は自宅から車で15分圏内であり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間340日農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんから現地で話を聞きました。

●さんは、福岡県にお住まいで今回申請地を●さんに売買することになったそうです。●さんは、農業歴45年以上で、生産に必要な農機具は、トラクター・コンバイン・運搬車など持っておられ、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間340日を見込んでおり、申請地は、自宅から車で15分圏内にあり、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

以上、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の1について説明いたします。議案書の29ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は30から32ページになります。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 570㎡のうち33㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、工事用道路です。

本案件は、松山自動車道の4車線化工事に伴う転用で、3年以内の一時転用申請となります。工事に当たり、現場へのアクセス道として●を利用しますが、申請地付近の道幅が狭く工事用車両の通行に支障があることから、道幅を拡幅して利用するものです。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、町が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた区域内の農地で、農用区域内農地と判断されますが、例外許可事由の「仮設工作物の設置等一時的な利用であって、利用目的を達成する上で当該農地を利用することが必要と認められ、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支

事務局

障を及ぼすおそれはない場合」に該当することから、立地基準に適合しております。

一般基準につきましては、調査書のとおりです。砂利や鉄板を敷いて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透や水路へ排水することから、周辺への影響は少ないものと見込まれます。また、本件は賃借権の設定となっており、工事完了後は通行用の鉄板を全て撤去し、農地として利用できるよう小石等を除去して農地の復元を図るとともに、法面部分については、法面保護工を行って土砂の流出を防止する計画となっております。

事務局としましては、利用後に農地に戻すための農地復元計画書が提出されており、他に適地はなく、周辺への影響も少ないものと見込まれるため、この転用目的には問題がなく許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月20日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、借受人の●さんは、高速道路の工事に当たり、●を利用することですが、申請地付近の道幅が狭いため、大型車両が通行できないことから道幅を拡幅したいとのことです。

申請地は、道路沿いの一部分であり、転用による周囲の農地への影響は少ないものと思われますので、一時転用については特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の1を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第2号の2を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号の2についてご説明いたします。議案書の

事務局

29ページをご覧ください。表の左側の番号2番になります。地図の方は33から35ページになります。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 10㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は、貸資材置場等です。

転用の理由といたしまして、申請人が役員を努める●は、既存の事業地が手狭で不便なため、申請地を貸資材置場等として利用したいとのことです。また、申請地の周囲は貸資材置場等として利用しておりますが、申請地が道路沿いにあり現状では使い勝手が悪いことから申請地を取得し一体利用したいとのことです。申請地は、既に造成が行われており無断転用となっておりますので、始末書が提出されております。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。申請地は、造成の際に土留工を設けて土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透により排出することから、周辺への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、追認許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

1月20日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、●の役員をしております。●は、既存の資材置場が手狭で使い勝手が悪いことから、●さんが申請地を取得したうえで、●に対して貸し付けたいということでもあります。

隣接地に農地はなく、周囲への影響は少ないものと思われまので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の2を追認許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、議案第2号の2を追認許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の36ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、37から40ページになります。36ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田2筆 2, 951㎡、畑2筆 2, 221㎡、合計5, 172㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。現地写真は7ページから10ページになります。6ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は山林に隣接しており日照時間が短く耕作しても収穫量が上がらず、イノシシ等の鳥獣被害により農作業が困難になったことから、約27年前にクヌギ、杉、桧を植林し、現在に至ったものです。植林されて20年以上経っており、農地への復旧は困難な状態となっております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

1月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞き、現地を確認いたしました。

申請地は4筆ありますが、場所的には3カ所に分かれており、イノシシなどの鳥獣被害が深刻なこと、周囲が山林に隣接して日照条件が悪いこと、細い里道しかなく車が入れないことなどから、杉や桧等を植林して現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地周辺も林地化しており、周囲への影響は少ないものと見込まれることから、特に問題は無いものと思われまます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付する

会長

ことに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の41ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は43、44ページになります。41ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年1月7日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、594㎡です。土地所有者は、●さん、申請者は耕作者の●さんで、編入の目的は優良農地のためです。

それでは、42ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものであります。

現地は、柿が栽培されて樹園地として利用されており、今後も適切に管理し農地を守っていこうということですので、事務局としては、この計画変更については適当であると考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

1月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請人の●さんに現地にて話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内にある優良な農地です。申請地を●さんから借り受けて、●さんが柿を栽培しておりますが、今後も柿を栽培するとのことから、特に問題は無いと思われまます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて

会長

て、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の45ページをご覧ください。内子町長より令和7年1月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和7年1月31日です。

集積計画の概要ですが、46ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田10筆 8,029㎡、畑2筆 6,745㎡、合計 14,774㎡です。

集積計画の内訳については、47ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田1筆 833㎡です。

貸付人は、大阪府●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田2筆 1,571㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

3番、内子町●の農地、田1筆 1,263㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用賃借権の新規設定です。

4番、内子町●の農地、畑1筆4,459㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、相続人代表●さん、借受人は、大洲市●の●さんで、賃借権の新規設定です。

5番、内子町●の農地、畑1筆 2,286㎡です。

事務局

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

6番、内子町●の農地、田4筆 3, 277㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、大洲市●の●さんで、賃借権の新規設定です。

7番、内子町●の農地、田2筆 1, 085㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

以上、農作業常時従事日数など耕作のための要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。